

国民年金のお知らせ

国民年金保険料の納付は期限内に

平成31年4月分〜2020年3月分の国民年金保険料は月額1万6410円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア（一部を除く）などで納付できます。また、クレジットカードや口座振替でも納付できます。前納などをする、保険料が割り引きになります。

☆詳しくは、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

昭島市国民保護計画を変更

国民保護の関連法令の改正などに伴い、昭島市国民保護計画を変更しました。

詳しい内容は、市ホームページのほか、市役所2階行政資料コーナーでもご覧いただけます。

☆詳しくは、防災課へ。

退職した方は国民年金の手続きを

厚生年金に加入している会社員や公務員などが、20歳以上60歳未満で退職したときは、国民年金へ加入する手続きをしてください。

退職した方に扶養されていた配偶者も、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

退職日の分かる証明書（雇用保険被保険者離職票など）、印鑑、年金手帳を持って、市役所年金係または東部出張所で手続きしてください。

学生納付特例制度の申請を

☆詳しくは、市役所年金係へ。

学生も20歳になつたら必ず国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。

しかし、収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、納付が猶予される学生納付特例制度があります（要件あり）。

◎希望する方は申請を

学生証または在学証明書、印

鑑、年金手帳（お持ちの方）を持って、市役所年金係または東部出張所で申請してください。

◎引き続き希望する方は

30年度分の納付特例を受けている方が、引き続き31年度分の納付特例を希望する場合も、申請が必要です。日本年金機構から申請のためにはがきが送付された方は、記入し投函すれば申請が完了します。

◎遡って申請できます

申請時点の2年1か月前の月分まで申請できます。ただし、申請が遅れると障害年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

納付が困難な方は相談を

学生でない50歳未満の方で納付が困難な場合、保険料の納付が猶予される制度があります。本人及び配偶者の所得に要件がありますので相談してください。

☆詳しくは、市役所年金係へ。



国民健康保険の資格喪失の手続きはお済みですか

国民健康保険に加入している方がお勤めの会社の健康保険に加入し、新たに健康保険証を受け取ったときは、国民健康

保険の資格喪失の手続きをしてください。

☆詳しくは、保険係へ。

国民健康保険に加入している方へ 整骨院・接骨院などの施術内容の確認にご協力を

国民健康保険に加入している方のうち、整骨院・接骨院を受診した方や、あんま・マッサージ、はり・きゅうを受けた方を対象に、市が委託した株式会社コアジャパンから、施術内

容を確認するための文書を送付することがあります。

医療費の適正化を図るため、ご協力をお願いします。

☆詳しくは、保険係へ。

ゲートキーパー養成研修の参加者を募集

ゲートキーパーとは、自殺を防ぐため、悩んでいる人の話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

「若年向け支援」をテーマに、学業や進路、就労などの悩みを抱えやすい大学生～30歳代の方への支援について学びます（参加費無料）。

◇日時 5月31日（金）の午後2時～3時30分

◇場所 あいぽっく

◇対象 若者の家族の方など

◇講師 木田佐知子さん（くにたち心理相談室 室長）

◇定員 30人（申込順）

◇保育 3か月以上の未就学児10人（申込順）

☆申し込みは、4月19日から地域保

